



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第260号 令和2年11月10日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
695	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	スマート県庁推進課
696	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
697	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同

徳島県告示第六百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県ローカル5Gプロジェクト第一期事業賃貸借業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年十月五日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
ケーブルテレビ徳島株式会社
徳島市新蔵町一丁目一七番地
- 五 契約金額
一億千三百二十二万七千九十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第六百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社阿南ケアサービス	阿南市羽ノ浦町中庄砂川原二〇番地の二二	有限会社阿南ケアサービス	阿南市見能林町寺ノ前二〇番地二	訪問介護	令和二年八月二十八日	令和二年九月三十日
有限会社さくら介護サービス	阿波市阿波町桜ノ岡二二〇番地	有限会社さくら介護サービス	阿波市阿波町桜ノ岡二二〇番地	同	同	同
特定非営利活動法人ひだまりの家	徳島市国府町早淵三五番一サンシティ国府	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五番一サンシティ国府	訪問看護	同	同
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	ツクイ徳島西須賀	同 西須賀町下中須八四一八	通所介護	同	同
社会福祉法人緑会	鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山八五番地	ツクイ徳島田宮センター	同 北田宮一丁目七番一七号	同	同	同
緑会デイサービスセンター	鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山七四番地	同	同	同	同	同

株式会社ユーセイ ホールディングス	名西郡石井町高川原字天神 七二五番四	シヨートステイ昭誠 館市民病院前	徳島市東吉野町二丁目一六 番地	短期入所生 活介護	同 五日	同
社会福祉法人緑樹 会	鳴門市大麻町松字東山田五 七番地一〇	特別養護老人ホーム おおあさ苑	鳴門市大麻町松字東山田五 七番地一〇	同	同 十八日	同

徳島県告示第六百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		種 類	の 受 理 日	廃 止 の 届 出	廃 止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地				
特定非営利活動法人ひだまりの家	徳島市国府町早淵三五番一 サンシティ国府	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五番一 サンシティ国府	介護予防訪問看護	令和二年八月三十一日		令和二年九月三十日
株式会社ユーセイホールディングス	名西郡石井町高川原字天神 七二五番四	ショートステイ昭誠館市民病院前	同 東吉野町二丁目一六番地	介護予防短期入所生活介護	同日		同日
社会福祉法人緑樹会	鳴門市大麻町松字東山田五七番地一〇	特別養護老人ホームおおあさ苑	鳴門市大麻町松字東山田五七番地一〇	同	同日		同日